

教育委員会 7 月 定 例 会 議 事 録

会議名 教育委員会 7 月 定 例 会

開催日 平成30年 7 月 26 日（木）午後 1 時 30 分～午後 2 時 39 分

開催場所 本庁 2 階 第 1 会 議 室

出席者 高須教育長、真野教育長職務代理者、藤田委員、玉井委員、坂本委員、秋元委員

事務局等出席者

荒木教育次長兼学校教育部長、有山教育監、野呂教育監、良社会教育部長、宮永学校教育部次長兼施設給食課長、藏守社会教育部次長兼社会教育課長、青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長、高宮教育政策総務課長、谷口施設給食課長、若林学務課長、山口教育指導課長、遠藤教育研修センター所長、玉川社会教育課長、寺西文化スポーツ室課長、尾崎中央図書館長、川原青少年課長、田中青少年課長、中村教育政策総務課係長、浦戸教育政策総務課係長、河野（教育政策総務課担当）

○高須教育長

教育委員会 7 月 定 例 会 を 開 催 す る 前 に、 平 成 30 年 7 月 1 日 付 け で 寝 屋 川 市 教 育 委 員 会 委 員 に 就 任 さ れ ま し た 坂 本 委 員、 秋 元 委 員 か ら、 就 任 に 伴 う 御 挨拶 を 一 言 い た だ き た い と 思 い ま す。

ま ず、 坂 本 委 員 よ ろ し く お 願 い い た し ま す。

○坂本委員

皆 様、 改 め ま し て こ ん に ち は。 た だ 今 御 紹 介 に あ ず か り ま し た、 平 成 30 年 7 月 1 日 付 け で 教 育 委 員 会 委 員 に 任 命 を 受 け ま し た 坂 本 則 夫 で ご ざ い ま す。

私 は、 PTA 関 係 を 6 年 や っ て お り ま し て、 そ の 力 を 少 し で も 発 揮 で き た ら と 思 っ て お り ま す。 右 も 左 も 分 か り ま せ ん が、 皆 様 方 の 御 指 導 を い た だ き な が ら、 尽 力 し て ま い り た い と 思 っ て お り ま す。 ど う ぞ よ ろ し く お 願 い 申 し 上 げ ま す。

○高須教育長

続 き ま し て、 秋 元 委 員 よ ろ し く お 願 い い た し ま す。

○秋元委員

た だ 今 御 紹 介 に あ ず か り ま し た 秋 元 美 智 代 と 申 し ま す。 よ ろ し く お 願 い い た し ま す。

私 は、 約 15 年 前 に 寝 屋 川 市 ス ポー ツ イ ン ス ト ラ ク タ ー 養 成 講 習 会 を 受 け、 イ ン ス ト ラ ク タ ー に な り、 今 で は 寝 屋 川 市 内 の 幼 稚 園 や 体 育 館 等 で 幼 児 体 育、 又 は 地 域 の 方 の 健 康 体 操 の 指 導 を さ せ て い た だ け て お り ま す。 そ う い っ た ス ポー ツ 分 野 で い ろ い ろ 学 ん だ 経 験 を い か し、 ま た、 そ れ 以 外 で は 皆 様 の お 力 を 借 り な が ら い ろ い ろ 勉 強 さ せ て

いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○高須教育長

なお、平成30年7月1日付けで寝屋川市教育委員会委員に再任されました真野委員につきましては、平成30年7月1日付けで、引き続き、教育長職務代理者に指名させていただきますので、御報告いたします。よろしくお願ひいたします。

○真野教育長職務代理者

よろしくお願ひいたします。

○高須教育長

それでは、教育委員会7月定例会を始めさせていただきます。

本日の署名人は、藤田委員にお願ひいたします。

本日の案件は、報告事項が2件、議決事項が6件でございます。

それではまず、本日の配付資料について確認をいたします。

事務局から説明をお願ひいたします。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

本日の配付資料を確認させていただきます。

まず、教育委員会定例会の議案書でございます。

また、別冊資料としまして、議案第23号、寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会規則の制定について、また、寝屋川教育フォーラム2018のチラシでございます。

以上でございます。

○高須教育長

説明は終わりました。それでは、1・2ページ、6月・7月教育委員会一般事務報告について、お伺ひいたします。

事務局から報告事項はございませんか。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

6月・7月の一般事務報告をいたします。

行事関係の報告でございまして、まず、6月15日から7月4日まで市議会本会議が開催され、6月29日、7月2日、3日に一般質問が行われました。

なお、6月の教育委員会定例会において承認いただきました、市長からの意見聴取に関する議案につきましては、6月市議会定例会において可決されましたことを、併せて報告いたします。

次に、7月19日に教育委員懇話会を、23日に大阪府北部を震源とする地震関連の7月市議会臨時会を、本日26日に教育委員会7月定例会を開催しております。

続きまして、教育委員会後援の状況について御報告いたします。

6月1日から7月9日までの教育委員会の後援状況でございますが、全体で21件ご

ございました。そのうち新規は4件でございます。

新規の内容につきまして、順次御説明いたします。

まず、1件目につきましては、児童の運動能力向上や、怪我の予防策による健康促進が目的の運動教室でございます。

次に、2件目につきましては、生活科総合的な学習の教科研究を発信することが目的の学習会及び講演会でございます。

次に、3件目につきましては、野球を通じ、技術の向上とスポーツマンシップの高揚を図り、心身ともに健全な中学生を育成することを目的とした中学校準硬式野球大会でございます。

最後に、4件目につきましては、市民にボクシングというスポーツを観る機会を提供し、ボクシングの持つ意義を伝え、また、青少年の健全育成に寄与することを目的としたボクシング大会でございます。

その他、継続の後援が17件ございました。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

6月・7月の一般事務報告をさせていただきます。

7月24日に第23回中学生サミットを市民会館小ホールで開催をいたしました。本来でしたら、中央公民館の講堂での開催予定となっておりますが、先日の地震によりまして、会場が使用できないことから場所を変更しての実施となりました。

生徒会代表によります学校紹介やいじめ撲滅、環境広報、笑顔・挨拶の3部門からの取組報告を行いまして、毎年行っておりますいじめ撲滅劇の上演につきましては、本年度については、事前にビデオ撮りしたものを上映する形に変更し、実施いたしました。

また、同日の小学生サミットにつきましては、第五小学校において開催をいたしました。こちらにつきましても、中学生サミットと同様に場所を変更しての実施となっております。

小学校児童会代表が集まりまして、「みんなの笑顔のために考えよう、話し合おう、挑戦しよう」をテーマに自分たちにできることは何なのかを意見交流し合いました。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、若林課長。

○若林学務課長

6月・7月の一般事務報告をさせていただきます。

6月27日付けで施行しております、寝屋川市立幼稚園保育料減免要綱の一部改正につきましては、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の改正に伴い、条文の一部を改正したものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、藏守次長。

○藏守社会教育部次長兼社会教育課長

社会教育課から報告させていただきます。

本日この後午後4時から、平成30年度第2回社会教育委員会議を開催いたします。

内容といたしましては、社会教育推進計画中間総括、及び、社会教育部所管事業につきまして、御協議をいただく予定でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、青木次長。

○青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長

先ほど教育長からも御紹介いただきましたが、7月21日から南小学校を皮切りに、ねやがわプールズ「ねやぷ〜」を開催させていただいております。

1校当たり2日間、そして移動日、それからまた2日間ということで、現在、南小学校と宇谷小学校は終了しております。明日から、西小学校、その後中央小学校、田井小学校ということで、8月3日まで継続する事業になっておりますが、今のところ熱中症等々に関する報告はございません。事務局や実行委員の方からの御指導もいただきながら、子供の安全対策を万全にし、気を引き締めて行っております。

もし、お近くに来られましたら、御覧いただければと思いますのでよろしく申し上げます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ねやぷ〜の参加人数はどのぐらいですか。

はい、青木次長。

○青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長

10日間で6,290名でございます。

○高須教育長

はい。

今後も安全に配慮し、行ってください。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、次に3ページ、7月・8月教育委員会行事計画書についてお伺いいたします。

事務局から、報告事項はございませんか。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

まず、8月2日にねやがわプールの「ねやぶ〜」の教育長及び教育委員会委員の視察を田井小学校で行います。

次に、8月24日に平成30年度近畿市町村教育委員会研修大会が滋賀県野洲市で開催されます。

次に、8月30日に教育委員懇話会、教育委員会8月定例会の開催を予定しております。

最後に、教育行政事務の点検及び評価に関する会議の第1回目を8月31日に、また日程の記載はございませんが、2回目を9月3日に実施させていただく予定です。委員の皆様におかれましては、御出席を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

7月・8月の行事計画を報告させていただきます。

8月1日の午前10時から教育研修センターにおきまして、校長夏季研修会が開催されます。高須教育長より御挨拶、藤田委員より御講話いただきますとともに、校長会課題別部会より今年度の取組報告を行います。

また、8月28日の午後2時30分から、平成30年度生活指導夏季研修会全体会を開催いたします。全体会では実践報告といたしまして、「特別活動を通じて育つ寝屋川の子供たち〜小学生サミットの取組より〜」をテーマに、児童会担当教員より実践報告が行われます。その後、午後3時30分からは大阪樟蔭女子大学の講師、田中善大様より「子供の『できた!』を引き出すポジティブ行動支援〜望ましい行動を学ばせる制度取組について〜」というテーマでの御講演を予定しております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、若林課長。

○若林学務課長

7月・8月の行事計画について御報告をさせていただきます。

夏季休業中の8月13日に全市立幼稚園、小学校、中学校におきまして、学校園閉庁日を試行実施いたします。これにつきましては、部活動等を含め、学校園を閉庁することで園児、児童、生徒の休息を図ることや、教職員に休暇を取得させ、働き方改革の推進を図ることとなっております。

なお、留守家庭児童会については、通常どおり開所をいたします。

また、当日の緊急時の連絡先につきましては、教育委員会教育指導課としておりますが、緊急時には学校長に速やかに連絡がとれる体制をとっております。今年度の試行実施の状況を見て、次年度からは8月13日から15日までの3日間を学校園閉庁日にできればという予定をしております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

働き方改革の一環ということですので、積極的にそれらを進めて行っていただきたいと思っています。これも、全国での一つの大変大きな課題ですのでよろしく願いいたします。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、遠藤所長。

○遠藤教育研修センター所長

8月の行事計画の報告をさせていただきます。

寝屋川教育フォーラム2018についてでございます。

お配りしておりますチラシを御覧ください。

8月23日の午後2時から市民会館大ホールにて、寝屋川教育フォーラム2018を開催いたします。今年度は、「子どもの心を育てる道徳教育」をテーマに元文部省教科調査官の横山利弘氏より基調講演いただき、その後、市内中学校道徳推進教師及び市教育委員会指導主事より取組報告を行います。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

道徳教育は、特別の教科として本年度から、小学校で実施されています。寝屋川のこれからの方向性ということもありますので、しっかりまた進めていただきたいと思っております。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、藏守次長。

○藏守社会教育部次長兼社会教育課長

この行事計画書には記載はございませんが、8月28日に平成30年度第3回社会教育委員会議を開催させていただきます。内容といたしましては、社会教育部の所管事業について、また、次期の社会教育推進計画の策定についての御協議をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、7月・8月教育委員会行事計画書については、予定どおり、よろしく願いいたします。

それでは、次に4ページでございます。

報告第14号、市長からの意見聴取についてを議題といたします。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第14号、市長からの意見聴取について、7月市議会臨時会において提出された教育委員会に係る議案につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、教育長において異議ないものとして臨時に代理しましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

それでは、当議案の内容につきまして、順次御説明いたします。

まず、5ページをお開きください。

まず、専決処分の報告（平成30年度寝屋川市一般会計補正予算（第2号））（教育委員会関係分）について、御説明いたします。

第2号の補正予算につきましては、平成30年6月18日に発生しました大阪府北部を震源とする地震により、損傷を受けた公共施設等の原状復旧のための緊急修繕の実施について、早期の対応が不可欠な経費について補正を行うものでございます。

それでは、内容につきまして御説明いたします。

まず、歳入でございます。

款：繰入金、項：基金繰入金、目：財政調整基金繰入金、補正額1億6,451万4,000円につきましては、公共施設等の復旧等に係る経費の財源として、補正するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

款：教育費、項：教育総務費、目：教育研修センター費、補正額25万9,000円につきましては、教育研修センターに係る施設修繕料でございます。

続きまして、項：小学校費、目：学校管理費、補正額9,362万1,000円につきましては、東小学校ほか15校に係る窓ガラスの破損等への対応に伴う経費324万6,000円、及び、次の6ページにございます東小学校ほか9校に係る施設修繕料1,530万円、並び

に、北小学校ほか8校に係るブロック塀緊急修繕料7,507万5,000円を合わせたものでございます。

続きまして、項：中学校費、目：学校管理費、補正額5,118万8,000円につきましては、第一中学校ほか6校に係る窓ガラスの破損等への対応に伴う経費260万円、及び、第二中学校ほか7校に係る施設修繕料1,510万円、並びに、第三中学校ほか3校に係るブロック塀緊急修繕料3,348万8,000円を合わせたものでございます。

続きまして、7ページでございます。

項：幼稚園費、目：幼稚園管理費、補正額1,401万4,000円につきましては、中央幼稚園ほか2園に係るブロック塀緊急修繕料でございます。

続きまして、項：社会教育費、目：社会教育総務費、補正額114万円につきましては、池の里市民交流センターの資料棚破損に伴う資料棚購入に係る経費100万円、及び、市指定文化財、伝・秦河勝の墓の原状復旧に係る修繕料14万円を合わせたものでございます。

続きまして、目：エスポアール費、補正額50万円につきましては、エスポアールに係る施設修繕料でございます。

続きまして、次ページ、8ページを御覧ください。

項：社会体育費、目：社会体育施設費、補正額300万円につきましては、野外活動センターに係る施設修繕料でございます。

続きまして、目：市民体育館費、補正額79万2,000円につきましては、市民体育館に係る施設修繕料でございます。

続きまして、9ページを御覧ください。

平成30年度寝屋川市一般会計補正予算（第3号）（教育委員会関係分）について、御説明いたします。

第3号の補正予算につきましては、大阪府北部を震源とする地震を受け、市民等の安全・安心を早期により確実なものとするため、建築基準法に照らし、安全性に課題がある公共施設等のブロック塀の改修に関するものでございます。

それでは、内容につきまして御説明いたします。

まず、歳入でございます。

款：繰入金、項：基金繰入金、目：安全・安心なまちづくり対策基金繰入金、補正額7,607万6,000円につきましては、ブロック塀改修に係る経費を追加補正するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

説明内容につきましては、いずれもブロック塀改修に係る経費でございます。

まず、款：教育費、項：小学校費、目：学校管理費、補正額5,050万5,000円、項：中学校費、目：学校管理費、補正額1,674万4,000円、次ページの10ページの項：幼稚園費、目：幼稚園管理費、補正額882万7,000円でございます。

説明は、以上でございますが、平成30年6月18日に発生しました大阪府北部を震源

とする地震により、教育委員会として緊急対応いたしました主な事項について、御説明いたします。

まず、全市立学校園において、緊急対応が必要な箇所につきまして、被害状況の調査、状況把握の上、緊急修繕等を行い、併せまして、全市立学校園においてアスベストが存在する箇所の被害状況の確認も行いました。

また、ブロック塀の調査を全市立学校園敷地内において安全点検調査を行うとともに、全小学校区の通学路についてもブロック塀調査を行い、緊急対応が必要な箇所については早急な対応を図り、不適合判定箇所については、順次対策を講じております。

なお、通学路につきましては、必要に応じて通学路を変更するなど、児童・生徒の安全確保を図っております。

その他、教育委員会が管理する公共施設周辺の被害状況調査等を行い、土砂崩れのあった野外活動センターにつきましては、緊急修繕が必要であったため、立入規制の対策を講じております。

最後に、総合センターにつきましては、天井等の被害状況が確認されたため、中央図書館については、現在休館中でございます。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

では、ただ今の報告を受けまして、順次、御質問をお受けいたします。

なお、質問は3項目に分けて行いたいと思います。

まず始めに、専決処分の報告、平成30年度寝屋川市一般会計補正予算（第2号）（教育委員会関係分）について、御質問はございませんか。

では、ないようですので、続きまして、平成30年度寝屋川市一般会計補正予算（第3号）（教育委員会関係分）について、御質問はございませんか。

はい、真野教育長職務代理者。

○真野教育長職務代理者

質問というわけではありませんが、これは要望になるかと思えます。

この補正の第3号は、法的に課題があるブロック塀についての改修工事の予算ということですね。ということは、やはり倒壊等が将来的に心配される状況であるということだと思えます。

改修工事については、聞くところによると、工事を必要とする場所が非常にたくさんあって、業者の数も限られているため、なかなか順番が回ってこず、工期が相当遅れるというようなことをお聞きしたのですが、やはりその間、また大きな地震が起こるとも限らないので、その辺りの安全対策といえますか、例えば子供たちがその場所に近寄らないとか、そこで遊んではいけないとか、あるいは立入禁止にするとか、そういったような安全対策を徹底していただきたいと思えます。

○高須教育長

それについては、宮永次長お願いします。

○宮永学校教育部次長兼施設給食課長

まず、専決としまして、危険性の高いところのブロック塀をまずさせていただきま
す。それと、引き続きまして、補正の3号ということで、今御指摘の法定的に少し問
題があるといったブロック塀につきましても、速やかに行ってまいりたいと考えてお
ります。

また、危険表示につきましても、倒壊の恐れがあるところにつきましても、危険箇
所の表示ですとか、ロープによる危険表示の作成等を行っておりまして、現在対応は
させていただいております。速やかに、まずは撤去することが優先だと思っております
ますので、速やかに行ってまいりたいと考えております。

○高須教育長

はい、真野教育長職務代理者。

○真野教育長職務代理者

はい。

子供たちの安全確保という意味でも、しっかりお願いしたいと思えます。

○高須教育長

ほかに、御質問はございませんか。

では、ないようですので、その他ということで、教育委員会として緊急対応した市
立学校園及び社会教育施設等の状況等について、御質問はございませんか。

はい、真野教育長職務代理者。

○真野教育長職務代理者

これも少し要望として、同じような形になると思いますが、説明の中で、公共の施
設等の危険箇所とともに、通学路の方も安全確保ということで、危険箇所をいろいろ
と調査されたということで、これにつきましても、公共の施設はしっかり予算立てを
して対応できるとしても、民間の所はなかなか悩ましいというか、厳しい問題がある
うかと思えます。

市としても、対応に当たり担当課ではいろいろ検討されているのかとは思いますが、
やはり危険な状態であることには変わりはありませんので、子供たちには「危険箇所
はここや。」ということを周知徹底していただきたいと思えます。子供たちの安全を
守るということで、強くお願いしておきたいと考えます。確認ですが、通学路の変更
等、何かしら既に対応いただいているわけですね。

それとともに、危険な場所を示す例えば安全マップとか、そのようなものを作って
いる学校もあろうかと思えますが、しっかり活用しながら危険箇所の周知徹底をお願
いしたいと思えます。

○高須教育長

今の御質問に対して、まず、通学路の変更関係を若林課長お願いします。

○若林学務課長

通学路の経路等の変更につきましては、今回の地震等で、例えばブロック塀の傾き、看板等の落下の恐れ、また歩道橋の安全確認がとれていない状況等のため、12校で通学路の経路変更をさせていただいておりましたが、課題が解決された箇所につきましては、順次元に戻しているというような状況でございます。

以上です。

○高須教育長

はい。何か所の変更がありますか。

○若林課長

12校、15か所の経路の変更をさせていただいております。

○高須教育長

はい。通学路の変更につきましては説明のあった通りでして、後は修繕していくということです。

では、その他の民地関係も含めて、高宮課長説明をお願いします。

○高宮教育政策総務課長

実際、地震が発生してから通学路関係につきましては、公共施設ではない限りなかなか難しいところもございますが、随時確認を行ったところでございます。教育委員会関係分の、意見聴取の中には入っていませんが、今回市でもブロック塀の補助ということで補助金が創設され、通学路に関しては設置費用の75%補助の上限25万円の設定がされております。そのような形で安全・安心につながっていくと考えております。

○高須教育長

学校のブロック塀、それと民地の中の通学路の部分、それと通学路に面していない民地の部分と分けて、補助金等々もつけながら、できるだけ改修していただけるように、いただきやすいようなそういう制度を今作っておりますので、そのように対応していく予定になっております。

○真野教育長職務代理者

非常に安心できるというか、心強い状況であるということ、今理解しました。

あと、一つだけ聞きたいのですが、今回の地震は登校中に起こりました。下校中もこれからあり得ると思えますが、登下校中に震度5弱以上の地震が起こった時は、各学校は生徒や保護者の方にどのような指示を出されているのか教えてください。

○高須教育長

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

今回の地震に関してですが、先ほどもございましたが、登校中ということもありましたので、学校の防災計画やマニュアルに沿って、まずはグラウンドでの出席確認を行いまして、併せて、施設の安全確認を行っております。その後に校舎に移動させるような対応を行っておりますので、下校時につきましても、発生時に子供がどこにいるのかという状況も含め、同様の対応になってくると思っております。

ただ、基本的にこのマニュアルにつきましては、教職員の体制、保護者への周知等に、確認、見直しが必要になってくるかと思えます。この辺りにつきましては、また今回の地震も踏まえて、校長会とも協議をさせてもらいながら、適切に指示をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高須教育長

はい。真野教育長職務代理人、よろしいでしょうか。

○真野教育長職務代理人

はい。よろしく申し上げます。

○高須教育長

ほかに、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第14号、市長からの意見聴取については報告どおり決めます。

次に、11ページでございます。

報告第15号、寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の答申についてを議題といたします。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

ただ今御上程いただきました報告第15号、寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の答申につきまして、寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に諮問した平成31年度使用中学校教科用図書「特別の教科 道徳」の選定について、答申を受けましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

資料12ページを御覧ください。

寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員長より提出のありました内容について読み上げをさせていただきます。

平成31年度使用の寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書について（答申）を御覧ください。

教育委員会より諮問のありました標記の件について、別添のとおり答申いたします。

1. 答申事項、(1)平成31年度使用寝屋川市立中学校教科用図書の選定に関する事項ということで、13ページ以降にその答申を添付させていただいております。

この答申につきましては、5月7日に第1回寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を開催いたしまして、調査員を3名置きまして、6つの項目について調査を行うことを確認しております。その調査結果につきましては、7月4日に第2回の選定委員会を開きまして、種目ごとにその調査結果の報告を受けたところでございます。

そして、7月12日には第3回の選定委員会を開きまして、今回の答申をいただいたところでございます。

続きまして、資料14ページを御覧ください。

1の発行者(会社名)につきましては、発行者の欄には、今回の発行者名が記載をされております。今回の中学校特別の教科道徳に関しましては、略称で申し上げますと東書、学図、教出、光村、日文、学研、あかつき、日科の8者となっております。

2のまとめの欄につきましては、調査項目ごとの調査結果を記載しております。なお、今回の調査項目につきましては、上から順に申し上げますと、目標・内容の取扱い、人権の取扱い、内容の程度、組織・配列、創意工夫、補充的な学習・発展的な学習の6つとなっております。大阪府教育庁におきます調査項目と同一となっております。

本答申を受けまして、平成31年度に使用いたします中学校「特別の教科 道徳」に係ります教科用図書の採択をお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第15号、寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の答申については、報告どおり決めます。

次に、議決事項に移ります。

15ページでございます。議案第22号、公文書の部分開示決定に係る審査請求についての裁決についてを議題といたします。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第22号、公文書の部分開示決定に係る審査請求についての裁決につきまして、平成28年8月5日に審査請求人からの審査請求に対して、寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会から答申を受領したため、本件審査請求についての裁決を行うため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

16ページを御覧ください。

本件審査請求の簡単な経緯を申し上げますが、平成28年4月1日に請求人から公文書開示請求があり、同年5月6日に請求人に対し公文書部分開示決定を行いましたところ、同年8月5日に、請求人から当該開示決定に対する審査請求がございました。

翌平成29年9月15日に、本件審査請求につきまして、寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問を行いましたところ、今般平成30年5月8日に同審査会から答申を受領しましたので、今回、本件審査請求についての答申に基づく裁決を行うため、教育委員会の議決を行い、審査請求人に裁決の通知をするものでございます。

裁決書に関する説明につきましては、記載のとおりでございますので割愛させていただきます。

なお、25ページ中段の3結論を御覧いただきますと、不開示の取消しを求める部分の審査請求については、審査請求の利益がなく、不適法なものであるため、行政不服審査法第45条第1項の規定により、また、その余の部分の不開示の取消しを求める審査請求については、本件処分に違法又は不当な点は認められず、理由がないことから、同条第2項の規定により、主文のとおり裁決するものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第22号、公文書の部分開示決定に係る審査請求についての裁決についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、27ページでございます。

議案第23号、寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会規則の制定についてを議題といたします。

はい、若林課長。

○若林学務課長

ただ今御上程いただきました議案第23号、寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会規則の制定について、御説明申し上げます。

本案は、寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会の設置に伴い、教育委員会規則の制定が必要となったため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、説明につきましては、条文の朗読を省略させていただき、制定内容について御説明を申し上げます。

なお、寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会をプログラム審議会と省略させていただきます。

それでは、別冊資料1ページを御覧ください。

まず、第1条につきましては、プログラム審議会の趣旨について規定するものでございます。

次に、第2条につきましては、プログラム審議会の組織について規定するものでございます。

次に、第3条につきましては、プログラム審議会の委員について規定するものでございます。

次に、第4条につきましては、プログラム審議会の委員の任期について規定するものでございます。

次に、第5条につきましては、プログラム審議会の委員長及び副委員長について規

定するものでございます。

次に、第6条につきましては、プログラム審議会の会議について規定するものでございます。

次に、第7条につきましては、プログラム審議会の専門部会の設置について規定するものでございます。

次に、第8条につきましては、プログラム審議会の資料の提出等の要求等について規定するものでございます。

次に、第9条につきましては、プログラム審議会の報告について規定するものでございます。

次に、第10条につきましては、プログラム審議会の庶務について規定するものでございます。

次に、第11条につきましては、プログラム審議会の委任について規定するものでございます。

なお、附則といたしまして、施行期日を公布の日とするものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第23号、寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会規則の制定についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、28ページでございます。

議案第24号、平成31年度使用小・中学校教科用図書の採択についてを議題といたします。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

ただ今御上程いただきました議案第24号、平成31年度使用小・中学校教科用図書の採択について、平成31年度使用小・中学校教科用図書の採択のため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、平成31年度使用小・中学校教科用図書の採択を行うためでございます。

教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律におきまして、教科用図書については政令で定める期間、毎年度同一の教科用図書を採択するものとするとしてされており、政令で定める期間は4年とされております。

次年度から、教科化をされまして今年度新たに採択を行います中学校「特別の教科

道徳」を除きました中学校につきましては、平成31年度が4年目であること、また平成31年度は平成30年度と同一の教科用図書を採択しなければならないという国からの通知もございますので、昨年度採択いただいたものと同一の教科用図書を使用するものでございます。

小学校の道徳につきましても、昨年度採択を行ったことから、中学校と同様に昨年度採択いただいたものと同一の教科用図書を使用するものでございます。

道徳を除く小学校につきましては、平成31年度が5年目の使用とはなりますが、教科書会社より新たな教科用図書の申請がなかったこと、また、平成32年度からの新学習指導要領本格実施に伴いまして、教科用図書の全面改訂が行われるため、現在発行されている教科用図書が1年間だけの使用となることも考慮いたしまして、4年間の使用実績を踏まえつつ、前回の調査内容を活用することができるという大阪府教育庁からの通知もございます。つきましては、これまでの4年間の使用実績を踏まえまして、昨年度採択いただいたものと同一の教科用図書を使用するものでございます。

29ページを御覧ください。

平成31年度使用小学校教科用図書の一覧でございます。資料といたしまして、31ページから42ページまで、前回の平成26年度の調査内容、寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会からの答申を添付させていただいております。

また、30ページを御覧ください。

特別の教科道徳を除きます平成31年度使用中学校教科用図書の一覧でございます。以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第24号、平成31年度使用小・中学校教科用図書の採択についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、43ページでございます。

議案第25号、寝屋川市文化振興会議委員の委嘱についてを議題といたします。

はい、寺西課長。

○寺西文化スポーツ室課長

ただ今御上程いただきました議案第25号、寝屋川市文化振興会議委員の委嘱につきまして、寝屋川市文化振興条例第11条の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市文化振興会議委員に委嘱いたしたく、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、寝屋川市文化振興条例第11条に基づき、寝屋川市文化振興会議委員を委嘱するためでございます。

議案書の44ページ、委員の名簿でございますが、学識を有する者として、大阪電気通信大学工学部教授の中田亮生氏、大阪成蹊大学教育学部准教授の藤丸一郎氏、芸術・生活文化関係として、大阪国際大学短期大学部教授の朝倉洋氏、文化関係団体から、寝屋川市文化連盟会長の山田隆氏、市立学校関係として、寝屋川市立点野小学校長の笠間康浩氏、企業によるメセナとして、株式会社エクセディ管理本部総務部長の金谷直樹氏、市民公募として、セツ谷ゆみ氏となっております。

委員7名のうち、2名が新規で、5名が継続となっております。

委嘱期間は、平成30年9月1日から平成32年8月31日までの2年間でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第25号、寝屋川市文化振興会議委員の委嘱についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、45ページでございます。

議案第26号、寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

はい、川原課長。

○川原青少年課長

ただ今御上程いただきました議案第26号、寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱につきまして、寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則第2条第2項の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員に委嘱するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、これまで寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員を務めていただいております坂本則夫委員の辞職に伴い、新たに委員の委嘱をするためでございます。

46ページに、委嘱の委員の氏名並びに経歴等を記載いたしております。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間、委嘱日から平成31年7月14日まででございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第26号、寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱についてを原

案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、47ページでございます。

議案第27号、平成30年度寝屋川市立小中学校校長・教頭及び指導主事候補者の推薦についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、人事案件でございますので、非公開にいたしたいと思っております。非公開とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

各委員より御同意をいただきましたので、本案は、寝屋川市教育委員会会議規則第6条の規定に基づき、非公開とさせていただきます。

それでは、関係者以外の方及び傍聴の方は、一旦御退席いただきますようお願いいたします。

(関係者以外退席)

(関係者以外入室)

○高須教育長

ただ今意見がまとまりましたので、お諮りいたします。

議案第27号、平成30年度寝屋川市立小中学校校長・教頭及び指導主事候補者の推薦についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

以上で予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに事務局から報告事項があればお願いいたします。

では、ないようですので、これをもちまして、教育委員会7月定例会を終了させていただきます。